別表三の二付表一の表中

外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額 （別表十七（三の十二）「９」）	を	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額 （別表十七（三の六）「９」）

に、

連結親法人が中小連結親法人の場合 (25)＋(26)－（別表一の二「12」のうち帰せられる金額）－別表六の二(二)付表「18」－別表六の二(六)付表「17」－別表六の二(八)付表「11」－別表六の二(九)「９」－別表六の二(十)「10」－別表六の二(十一)「19」－別表六の二(十二)「20」－別表六の二(十五)「12」－別表六の二(十六)「11」－(別表六の二(十七)付表三「17」＋「20」)－別表六の二(十九)「19」－別表六の二(二十)「20」－別表六の二(二十一)付表「６」－別表六の二(二十二)付表「６」－別表六の二(二十四)「10」－別表六の二(二十五)「16」－別表六の二(二十六)「25」－別表六の二(二十七)「11」）		
住民税額 (25)又は(27)又は(28)のいずれか多い金額）×(16.3％又は10.4％)		
特定寄附金を支出した場合	特定寄附金の額の合計額に係る控除額 （特定寄附金の額の合計額）×(20％又は40％)	
	(27)又は(28)＋（別表一の二「12」のうち帰せられる金額）＋（別表六の二(二)付表「18」）	
	調整個別帰属地方税額に係る控除額 ｛((25)又は(31)のいずれか多い金額）×(16.3％又は10.4％)｝×20％	
	住民税額から控除される金額 (30)又は(32)のいずれか少ない金額）	

を

連結親法人が中小連結 (25)＋(26)－（別表一の二せられる金額）－別表六「18」－別表六の二(六別表六の二(九)付表「二(十)「10」－別表六」－別表六の二(十二)の二(十五)「12」－別)「11」－(別表六の二(17」＋「20」)－別表六19」－別表六の二(二十六の二(二十一)付表「二(二十二)付表「６」二十四)付表「８」－別五)付表「７」－別表六「10」－別表六の二(二別表六の二(二十九)「二(三十)「25」－別表六「13」）		
住民 (25)又は(27)又は(28)のい額）×10.4％		
特定寄附金を支出した場合	特定寄附金の額の合除額 （特定寄附金の額の	
	(27)又は(28)＋（別のうち帰せられる金の二(二)付表「18」）	
	調整個別帰属地方税 (((25)又は(31)のいずれ×10.4％)×20％	
	住民税額から控除 (30)又は(32)のいずれか	

法人以外の場合 「12」のうち帰の二(二)付表)「10」－別表表六の二(十二(十九)「19」20」－別表六のの二(三十一)